

議案第 70 号

青山保健センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

青山保健センターの設置及び管理に関する条例を次のとおり廃止しようとする。

令和 8 年 6 月 4 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

青山保健センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

青山保健センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 126 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。